

確定申告の準備はしていますか？

申告の際、下記の対象者は控除の申告ができます。

【障害者控除の対象者】

障害のある人で、対象となる人は事前に申請し、その書類を確定申告の際に添付すると、控除の申告ができます。



■申請に必要なもの

○認知症→主治医意見書（認知症・障害者控除用）

○加齢で身体に障害のある人、寝たきりの人→介護保険被保険者証または医師の診断書

※申請には印鑑（認印可）が必要です。

■申請 地域包括支援課 地域包括支援係 ☎75-6033

【「おむつ代の医療費控除の証明書」をご存知ですか？】

おむつを常に利用し、一定の要件に該当する人は、「おむつ代の医療費控除」の対象となります。

事前に申請した証明書と、おむつ代の領収書（平成29年1月～12月末日）を確定申告の際に添付すると、控除の申告ができます。

■初めて控除を受ける人

医療機関が発行する「おむつ使用証明書」の添付が必要です。（証明書の料金は、医療機関によって異なります）

■前年に引き続き控除を受ける人

要介護認定を受けている人で、前年に引き続き申告を行う場合、一定基準を満たせば、佐賀中部広域連合で代用となる書類を発行します。（料金無料）**要件に該当しない場合は、書類発行できないこともあります。事前に佐賀中部広域連合へ電話で問い合わせください。**

■申請先・問い合わせ

地域包括支援課 地域包括支援係 ☎75-6033 佐賀中部広域連合 認定審査課 ☎40-1132

楽しく学んでみませんか？

先着 20人!! 家族介護教室

どなたでも参加できます！



今回のテーマは「在宅介護食」。普段の食事を在宅介護食にアレンジするヒントを、簡単な調理実習や試食を交えながら学びます。

日 時 2月10日(土) 10時30分～13時

場 所 多久市中央公民館（いつもの家族介護教室と場所が違います）

テ マ 「やさしい在宅介護食」
～ふだんの食事を介護食にアレンジしよう～

講 師 ◎多久市立病院 栄養管理室 管理栄養士 牧瀬 里美 氏
◎多久市食生活改善推進員

参 加 費 無料 持って来るもの 筆記用具・エプロン・三角巾

申込期間 1月9日(火)～19日(金)

申込方法 右記申込先へ電話で申し込みください。
※定員になりしだい申し込みを締め切ります。

申込先 地域包括支援課 地域包括支援係 ☎75-6033

高齢者パソコン教室

ちょっと初心者
コース

パソコンは
無料で貸出します。

対 象 者

65歳以上の多久市民でワープロ・
パソコンの使い方に興味がある人

申込期間

1月4日(木)から1月12日(金)まで

開催日時

1月22日(月)～26日(金)の5日間
10時～12時

申込み方 法

郵便はがきに住所、氏名、年齢、
電話番号を記入の上、郵送してください。

場 所

社会福祉会館 2階 会議室

申 込 先

〒846-8501(住所の記入は不要)
多久市役所 地域包括支援課

受 講 料

500円(5回分)※テキスト代が別途必要

